

全建労発第 20号  
平成27年6月3日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤 晴貞  
〔 公 印 省 略 〕

**労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備  
に関する省令等の施行について**

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年6月1日付で施行される外国登録製造時等検査機関等に係る規定及び特別安全衛生改善計画に係る規定に関し必要な関係省令の整備を行うため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が、平成27年4月15日に公布され、平成27年6月1日から施行されることとなりました。また、労働安全衛生法の一部を改正する法律の受動喫煙の防止に係る規定も、平成27年6月1日付で施行されることとなっております。

関係法令の内容を十分にご理解頂くよう、厚生労働省より別添の通り、周知徹底の依頼がありました。

つきましては、別添及び参考の内容につきまして、貴会所属会員に対し周知徹底の程、お願いいたします。

以上